

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成27年10月21日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただ今から原子力規制委員会の定例会見を始めたいと思います。

早速ですが、皆様からの御質問をお受けしたいと思います。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問をしてください。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。いかがでしょうか。アマノさん、どうぞ。

○記者 産経新聞、アマノでございます。

大きく2点お伺いします。

1点はもんじゅの件なのですが、原子力機構に対する、本日の定例会では、やはり信頼できない。更田さんによれば、ラストチャンスを超えているというようなお話があつて。では、規制委員会として何をするのかというところがやはりちょっと明確ではないというところがありまして。

それで、前々回ですか、私の方から設置変更許可取り消しというお考え、選択肢はないのですかと聞いたときには、それは否定されて。それで、ちょっと前回の会見を、私ちょっと出席していないので会見録を見ますと、文科省に対する勧告権という質問があつて、それに対しても、委員長御自身は否定的な見方をされていたようですけれども。現状、そうすると、とり得る手段としては保安措置命令になるかと思うのですが、保安措置命令ももう何回か出されて、次、3回目ですかね、結局それでも言うことを聞かないと。では、規制委員会としては、法令規則上どんな手段を今、あるというふうにお考えですか。

○田中委員長 今、アマノさんが言ったことは、法令上はみんなあると思います。ただ、どうするかは、まだ今の段階では何も決めていないということです。今日も最後に申し上げましたけれども、今日、伴委員もおられないし。

ただ、今日の文科省の説明で我々が納得したという段階ではないので、何らかの措置は必要だろうとは思っています。

○記者 その一連の流れがあつて、本日監督官庁としての文科省を呼んだということになるのですけれども、今日のやはり議論を聞いていても、文科省自体結局何をしているのだということを言う意見が多くて。そうすると、今、委員長の御認識の範囲としては、文科省自体も、これはやはり信頼のおける組織ではない。あるいは監督不十分で、この

2年間何もしていない。そういうような認識なのでしょうか。

○田中委員長 いや、文科省は、今日も申し上げましたけれども、文科省自身が当事者みたいなお答えを繰り返していたと思うので、相当一生懸命やっていたと思うんですね。でも、結局自体が解決してないというのは事実ですから。そこにやはり大きな問題があって、根本的なやはり原因がそこに横たわっているというふうに私は見ているのですけれども、そこら辺はこれからよく委員会の中で議論していきたいと思います。

○記者 すみません。もう一点お伺いしたいのは、ちょっと別件なのですが、来週火曜日に関西電力の社長を呼んで、何らかの指示なり、指摘なり、命令をされると思うのですけれども、そのちょっと流れといいますか、そこでやることというのは、社長に対してある種の経営判断というのを求めて、それに対して規制委員会側から指摘なり改善なりを投げかけていくという、そういうような想定でよろしいでしょうか。

○田中委員長 多分御存じだと思いますけれども、今、関西電力関係の審査案件をPのグループA、B、Cありますけれども、みんなそれぞれ抱えているというような状況にありますね。その中で、美浜3号を、高浜1、2、美浜3号という40年ものもあるわけで。それで、特に高浜の方は、前の3、4の関係があるから比較的に見えているとしても、美浜3号機については、基準地震動Ssが上がって、Ss2も非常にたくさんのバリエーションが出てきているという中で、かなり厳しいという、耐震上の評価が厳しいということも出ています。そういったことで、新しい新手法という言葉が使われていたと思いますけれども、そういう提案が事業者から出てきているので、そういったことを踏まえて、今後どういうふうに全体として進めていくのかということについて、関電側の本音をよく確認しておきたいということです。

全部のリソースを関電のために全部使い果たすというのは、私はフェアではないし、そんなことできるとは思っていないですけれども、そういうことについても確認しておきたいと。こういうことですね。

○記者 その部分で、1点だけすみません。

人的なリソースの問題というのは重々承知はしておるのですけれども、今、関電がとり得る選択肢としては、3つあるかと思うのですが、美浜を諦めるのか、あるいは美浜をそのまま続けるのか。あと最後としては、美浜も大飯も高浜も同時並行でやってくださいという、おそらくそういう意見も出てくるかと思うのですけれども、そうすると、その3つ同時にできないというのは、やはり規制委側の問題というか、これまで審査官を充実してこなかったというところの、そういう負い目というのはお感じにならないのでしょうか。

○田中委員長 審査体制の充実が足りなかったという負い目は全く感じませんね。要するに、与えられたリソースの中でできるだけそれも拡大して、相当努力をしてきているわけですから、そのことについては何ら感じていません。

だから、別にやらないと、審査をやらないということを行っているわけではないです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他にはいかがでしょうか。そうしましたら、アライさん、どうぞ。

○記者 東京新聞のアライですが、もんじゅに関連してなのですが、ちょっと先ほどの質問と重なってしまうかもしれないのですが、設置変更許可の取り消しなどもやはり視野に入れながら、いろいろなことを視野に入れながら、今後理事長の話を開くなりして判断をしていくという、いろいろな選択肢は排除しないということなののでしょうか。

○田中委員長 原則から言う、建前から言うと、法律上はそういう立て付けになっていますから、そこは排除しないと。大事なことは、安全の確保について我々自身が十分に確認できるかどうかということですから、そういう、その視点が最も大事です。だから、そのためにどうするかということです。

○記者 そうすると、今度、11月上旬に理事長の話を開かれるということですが、そこを聞いた上で、今後規制委員会の公開の場で議論をしていくというような形で進めていくのでしょうか。

○田中委員長 その順番はどうかは、まだ今、今日の時点で何か申し上げることはできない。まだ。伴委員がとにかく参加していませんから、彼自身がやはり戻ってきて、今日の委員会のやり取りをよく見ていただいて、それでお考えを自分なりに煮詰めていただくというところで、また議論をしていきたいと思えます。

○記者 すみません。もんじゅの設置変更許可を取り消すということになると、国の核燃サイクルとの関連のことも出てくると思うのですが、その辺も考慮されるのでしょうか。

○田中委員長 しません。はい。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、どうぞ。はい。ハナダさん、どうぞ。

○記者 NHKのハナダと申します。

引き続き、もんじゅの関係で伺いたいのですが、これまでに会見の中で、委員長のもんじゅへの対応のお考えで、冒頭の質問にもあったように設置変更許可の取り消しには否定的で、文科省への勧告権もどちらかという否定的な御見解を示されていたと思うのですが、今日のお話だと全部、今のところはその可能性を排除せずに考えるという、ちょっと考えが変遷している印象も受けるのですが、それはどのようなことがきっかけでそういったちょっと考えが、まあちょっと微妙に変わっているという形になっているのでしょうか。

○田中委員長 別に変わってないと思えますけれどもね。別に否定はしていかなかったのですね。先週とかそういう段階で、どういう選択肢があるかということを決めていないというだけであって、別にそれを否定したつもりはない。先ほどアマノさんは否定したと言っているけれども、否定したつもりはないです。そういうふうに関こえたのもし

れないけれども、そういうことです。

○記者 分かりました。

その上でなのですけれども、今、機構に対しては保安措置命令を出して、それがずっと続いている状況になっていて、文科省の方にも今まで文書で2度、次官ですか。要請とかかけている形になっていると思うのですけれども、機構に対してというのと文科省に対してというふうなところでいうと、どちらに対応をまずはとっていかなければいけないとお考えでしょうか。

○田中委員長 状況によると思いますね。機構の努力の範囲内のできることであればそうであるし、機構の努力の範囲を超えているという判断になれば文科省になると思います。

○記者 分かりました。

○司会 他はいかがでしょう。では、ツカハラさんかな、端。はい。

○記者 共同通信のタケオカと申します。

先ほどもんじゅについて、設置許可の取り消しも排除しないというお話がございました。安全の確保を考える上でそうなのだろうと思うのですけれども、一方で、もんじゅの推進については、エネルギー基本計画等でその推進が位置付けられていると思うのですが、委員会の立場としては、そういった国のエネルギー政策には配慮しないというお立場だという理解でよろしいでしょうか。

○田中委員長 そういうエネルギー基本計画みたいな政策があるから、安全はないがしろにしていいという判断は我々はとれないし、とるつもりはありません。

○司会 他にはいかがでしょう。

ミヤジマさん。

○記者 FACTAのミヤジマです。

田中委員長が勧告について割合消極的な御意見をされるのは、これまで一度もやったことがないからということが理由でしょうか。つまり、手続的に、勧告したら、その後、どういう手続になるかとか、あるいは当然ながら、この組織の場合は、勧告を出した場合、一番説明しなくてはいけないのは多分国会ということになると思うのですが、勧告をするに当たって、この組織で何か内規とか、そういう取り決めがまだ行われていないからできないと。何かそういう現場的なサボタージュがあるのではないかと思うのですけれども、勧告というのは別に強制権はないわけですから、なぜそんなに消極的になれるのか、一番そこを伺いたい。

○田中委員長 別に面倒くさいからやらないという考えは全くありませんので、そこは誤解されないようお願いしたいと思います。ただ、行政庁である規制委員会から勧告を出すということであれば、相手は、別に強制力がないから無視することはできるでしょうけれども、多分世間的にそういうことにはならないと思います。なつてはいけないこ

とだと思うので、それなりにきちんとしたそれに対するお答え、対応を求めることになると思いますので、そういうことも踏まえて、やはりそういったものを出すからには、相当中で議論をして、十分な意思統一をしてからでないといけないということで申し上げます。

- 記者 初回ですから魂の入った勧告を出していただきたいと私は思っております。一つ残念なのは、個人認証の方なのですが、私は、やはりこれはちょっと仏を作って魂入れずではないかと。

つまり、3.11事故の教訓というのは、別に配電盤を壊しても原発は止まるし、1Fでいえば、汚染水タンク1つ、2つ壊しても、もう回復不能な状況になると。だから、多重下請構造の中で、犯歴ですとか、過去の薬剤使用歴ですとか、そういうものに対して何がしか国が事業者にも協力して、国家保安安全上の個人認証というのを入れるかどうかというのが問われていたと思うのですが、この案というのは、私はほとんど、私が現場を見る限りは、事業者に一体何がそういう権能が与えられるのか。結局、国が関与せず、事業者に任せたとするような、若干海外との格差というようなものがあって、日本的にはこれでいいという御判断かもしれませんが、3.11事故の対応としては、やはり仏作って魂がどうなっているのかなと、魂が入っているのかなという印象なのですけれども、この点はいかがでしょう。

- 田中委員長 御指摘のとおりだと思います。それで、本来ならもう少し早くきちんと規則なり、ガイドラインなりを決めて対応すべきところだったと思いますけれども、歴史的にいわゆる個人情報との関係とか、プライバシー保護の関係があって、なかなかそれが実現できないできていたということもあります。

ただ、私どもとしては、これはもう私が原子力委員会にいるころからずっと議論されてきて、結局、なかなか具体的にならなかったのですが、ここでようやく踏み切ったと。遅過ぎるといふ御指摘は、そのとおりのところはあるかなと思いますが、一応、そういうことできちんとこれからはやっていきたいと思っております。

- 司会 他に質問はございますか。

では、こちらから。

- 記者 河北新報のオザワと申します。

15日から福島県の14自治体の市町村長と会談されていると思いますが、この市町村長との会談の中で、福島第一原発の汚染水の関連で、ALPSで処理した後に残ったトリチウムの扱いについて、委員長から、分離するのが難しいので、海洋放出した方がいいのではないかと御見解を示されたと思いますが、改めてこのトリチウムの処理に関する御見解を教えてください。

- 田中委員長 これまでも言ってきたとおりです。分離するということを否定はしませんけれども、現実にもそういうことが実現可能かということと、廃止措置を進める上では、

汚染水、雨水のトリチウムまで取るようなところまでのことができるのかと。

私、今回、回っていて、要するに、1 Fの中のトリチウムの量というのは3,400兆Bqだそうです、使用済燃料を含めて。それを、水の量をトリチウム水にすると57mlぐらいです。57mlというのは、大体分かりますか、どのぐらいの印象か。ぐいのみに1杯ぐらいですよ。実際にそれで汚染水の中に入っているのはその3分の1ぐらいで、多分3分の2ぐらいは使用済燃料にまだ残っていると思う。そういう状況で、本当にそれだけのものを分離するというのに、どれぐらい。

数日前に読売新聞に出ていましたけれども、400tの水を処理するのに、電気代だけで480万円かかりますとか言っていましたね。誰がそういうお金を出すのかということも含めて、それから、国際的に見るとそういうことはしていないのですね。

だから、私自身は、いろいろな国際規制組織の責任者からも、分離するなんていうことはやらないでくださいというぐらいの強い要求も受けています。だから、私はそういうことを現実的に考えて、廃止措置のリスクを、今回の御説明の中では、何が一番大きいリスクなのかと。いろいろなリスクがありますと、1 Fには。それを一つずつできるだけリスク低減化を図っていくということで、私たちは取り組んでいますと。

その中で、水の問題でいえば、トレンチにたまった高濃度汚染水です。あそこはトリチウムだけではなくて、セシウムとか何か10の6乗～7乗Bq/lぐらいあったわけですね。それが1万トンぐらいあったのだけれども、ようやくとれましたというお話をさせていただいた。だから、そういう全体像を見ながらやらないと、1 Fはうまく、今後、廃止措置が進まないと思います。

○司会 それでは、キノさん。

○記者 フリーランスのキノと申しますけれども、ちょっと話が変わるのですが、先週、毎日をはじめ各紙で報道された管理簿の点検の件なのですが、まず、管理簿の点検監査について虚偽報告があった点、それから、管理文書の未作成という、これは違法行為だと思うのですが、これについて委員長の見解を改めてお願いできますでしょうか。

○松浦総務課長 これは私から。

○記者 これは委員長のお考えは頂けないのでしょうか。

○松浦総務課長 規制庁内部の問題ですので、総務課長である私の方から説明させていただきます。

まず、虚偽報告についてですが、実際、報告を出した担当者が他省庁に異動しているため、まず、その者からヒアリングをして、事実確認をしたいと思っております。

また、規制庁になってからの文書、平成24年度から25年度、26年度の文書については、既にもうファイル管理簿を作成して公開しておりますので、そういった意味では、作業は進捗しているというところがございます。

○記者 他省庁というのは、どちらですか。

- 松浦総務課長 経済産業省に異動していると聞いております。
- 記者 いつ戻られたのですか。
- 松浦総務課長 1人は、直近は今年の夏だったと思います。もう一人については、すみません、ちょっと私も時期は把握していません。
- 記者 それから、この管理簿が未作成だったことで、文書の決定の時点でその不存在的決定とか、要するに、本来はあったものが、なかったのではないかという懸念もあるのですが、その辺の対応、それから、状況確認というのは、今後、どうなされる感じなのでしょうか。
- 松浦総務課長 実際の文書公開請求があったときは、もちろんファイル管理簿がなかったわけではなくて、あったけれども、必ずしも精度が高くなかったということで公開していなかったわけです。ですので、実際の公開請求があったときは、もちろんファイル管理簿もそれぞれの原課に後から確認しますし、また、実際の文書の方も確認していますので、その点については、今のところ、適切に対応していると考えております。
- 記者 ちょっと長くなって申し訳ないのですが、精度が高くなかったというのはどういうことなのでしょうか。要するに、全体のどのぐらいがチェックができていたとか、何か具体的な指標みたいなものはあるのでしょうか。
- 松浦総務課長 定量的にはありませんが、聞いたところによると、例えば、文書があるのにファイル管理簿には載っていなかったり、逆に、ファイル管理簿の名前と実際の文書の名前が違っていたり、そういった処理上の不備があったと聞いております。
- 記者 すみません、今のお話だと、文書があるのに載っていなかったりとかいうのを考えると、やはりあるのになかったというような結果になったものも可能性としてはあるということでしょうか。
- 松浦総務課長 実際、先ほど申し上げましたように、文書公開請求があったときには、ファイル管理簿だけではなくて、実際の文書もチェックしておりますので、そういうあるのになかったということは余り想定できないと思います。
- 記者 そうすると、想定をしないということは、再チェックはされないということですかね。
- 松浦総務課長 過去の請求についてですか。
- 記者 はい。
- 松浦総務課長 過去の請求については、今のところ考えておりませんが、文書ファイル管理簿について、原子力規制委員会になってからのものは既に公開しておりますが、それ以前のもの、保安院から引き継いだもの、文科省から引き継いだものについての確認作業も今後必要だと思っておりますので、そこでの確認作業も踏まえて対応したいと思っております。
- 記者 最後に1点だけ。やはりこの件は規制委員会の長である委員長のお見解も改めてお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。最終的な責任はやはり委員長にある

のではないかと思うのですが。

○田中委員長 基本的には、法律に定められていることをきちっとしなかったという瑕疵はあると思っています。だから、それはきちっと正していかなければいけないということです。規制委員会は基本的にはトランスペアレンシー、透明性を大きな旗印にしていますから、そういう点では、そこに抜けがあったということは大いに反省していくべきことだと思っています。

○司会 それでは、後ろの方。

○記者 毎日新聞、タカギと申します。今日は新潟の柏崎から参りました。

1年半ほど前に同じことを委員長に申し上げたことがあります。覚えていらっしゃるかどうか。私も管理簿の話を知りたいと思います。まずは委員長から伺いたいのですが、いくつか不適切なことが明るみに出ているかと思っています。実際に管理簿を作っていなかった、公開していなかった、それから、点検監査がきちんとできていなかった、内閣府に事実と違うことを言ってしまった、大雑把にこんな話があるかと思いますが、まず、委員長、こういう事態をいつごろから御存知でしたでしょうか。

○松浦総務課長 委員長に私から報告したのは10月の初めだったと記憶しております。

○記者 10月の初め。それまでに、実際に管理簿を公開していないであるとか、あるいは点検監査をやっていないであるとか、そういう報告には委員長には一切上がっていない状態ですか。委員長、せっかくうなずいてくださったので、御発言でお願いいたします。

○田中委員長 上がってきておりません。

○記者 そうすると、受けたのは。

○田中委員長 今、総務課長から言ったように、10月初め、いつだったか、日にちは忘れましたがけれども、こういうことになっておりますということで、すぐに是正するようということで、その取組をさせていただいているということです。

○記者 ありがとうございます。

今、いくつかありましたけれども、委員長としては、何が違法で、何が規則違反、特に問題と感ずる点は何でしょうか。

○田中委員長 法律に、そういう文書管理規定で書かれていることをきちっとできていなかったということが問題だと思います。

○記者 それが3年余りということなのですが、こういう事態にどうしてなったのでしょうか。

○松浦総務課長 それも含めて、先ほど申し上げましたように、過去の担当者も含めて、今、調査を始めていますので、その調査結果をまとめて原因分析をしたいと思っています。

○記者 分かりました。再発防止策などもこれからということですか。

○松浦総務課長 そういうことになります。

○記者 よくあるのは、こういうことがありますと、実際に内部調査をされて、報告書を公開される。この調査をしました、こんな結果でした、この後、そのような御予定は、委員長、ございますでしょうか。

○松浦総務課長 当然、調査した結果につきましては皆様に公表して、また再発防止策についても公表したいと思います。

○記者 いつ頃になりそうですか。

○松浦総務課長 関係者が他省庁に異動したこともあり、それなりの時間がかかっていますが、できるだけ早急に取りまとめたいと思っています。

○記者 分かりました。

10月の初めぐらいに委員長のところへ報告が上がって、それから、先々週の末には国会議員の事務所からも問い合わせがあり、それから、各社からも取材があり、それから、連休にはいろいろな記事が出るという状態になったかと思います。その後、総務課長のブリーフィングも含め、委員長の会見も含め、規制委員会の会合も含め、規制庁側からこれを説明いただいたことは一度もないかと思います。こういう不祥事があれば、役所は大体説明をされて、これからこういうことでしっかりやりますということをおっしゃるのが一般的かと思いますが、これまで一言もそれに触れないでこられたのはなぜでしょうか。委員長、お願いいたします。

○田中委員長 まず、今、課長の方からあったように、事実関係をきちっと調べるということですし、私の方からは、早急に是正するというので取り組むようにという指示をしていますから、まずそのことで、それほど、あなたがおっしゃるようなことを必ずしもやるような話ではないと私は認識しています。ただ、書かれている法律上、決められていることができなかったことについては、十分な反省は必要だということを申し上げます。

○記者 つまり、そこですね。おっしゃるように、法律に書いてあることができなかった。あるいは途中で官房長官にも重大な話ですよということと言われて、しっかり対応しろと指導しましたなどということまで言われた。その状況で、せっかくこうやってインターネットで全国に中継できて、議事録も出す、すばらしいメディアをお持ちで、国民全体に説明ができるのに、あえて黙っていらっしゃるというのがよく分からないのです。せっかく自分たちのおっしゃりたいことを説明できる機会がありながら、聞いてもらうまで黙っているというのが、実はよく理解ができませんで、どうしてそうなるのでしょうか。

もう少し言うと、例えば、東京電力などは、その使い方が悪いと言って保安規定違反を問われるかどうかということになっています。かなりたくさんあるのではないかと。つい先日も出ているのですが、そういう人たちが見たときに、自分たちの法律違反の説明は規制庁はしないのだろうかと思われるだろうと思うのです。皆さんは法律違反をとがめる、しっかりチェックをして探し出して指摘をする立場なので、法

律違反が自分たちにあれば、これは自分で説明をしていただかないと、信頼が失われるのではないのでしょうか。そういうことは余り考えられないですか。

○田中委員長 事象によると思いますけれどもね。

○記者 この事象は説明しなくてもよい事象だという御判断ですか。

○田中委員長 そういう議論をこれ以上続けてもしようがないから、やめてください。

○記者 本当にそれでよろしいのですか。

○司会 恐れ入りますが、ちょっと長くなっておりますので。

○記者 委員長からきちんとしたお答えが、今、ないのです。これは必要ない事象だと判断するというなら、そうおっしゃっていただければ結構です。そのようにおっしゃってください。それでおしまいにします。

○田中委員長 説明はしたつもりです。あなたの気に入っているかどうかは知らないけれども、私としては、そういう説明をしました。

○記者 誰に。

○司会 今、お答えしたということでもよろしいでしょう。

○記者 いつ、誰に、どこで。少なくとも私は柏崎から全記者会見チェックしましたが、一つもありません。だから、この部屋にいる人は知りませんが、全国の人からは説明はないわけです。今、説明はしましたとおっしゃるのは、いつ、誰に、どこででしょう。

○司会 恐れ入りますけれども、随分長くなっておりますので。

○記者 司会の権限で打ち切るのですか。それなら、そういう規制庁の姿勢だということでも理解しますが、それでいいですか。委員長、きちんとお答えいただいた方がいいのではないのでしょうか。

○田中委員長 きちんとお答えしましたので、もうしません。

○記者 そういう御認識ですか。分かりました。結構です。

○司会 それでは、他になければ。では、マエダさんで最後にしたいと思います。マエダさん、どうぞ。

○記者 西日本新聞のマエダです。

川内原発2号機の発電が今日再開されました。1号機の方は、出力の上昇の過程で復水器に不具合が生じたのですけれども、今後、九電側がどういう点に注意を払って作業を進めていくべきだとお考えでしょうか。

○田中委員長 基本的には1号機のとおりで、久しぶりで動き出した原子炉ですから、いろいろなところがまた不具合が起こる可能性は否定できませんから、注意深く、そこは扱っていただきたいと思います。ですから、願うことならば順調にちゃんと運転が継続できればいいと思いますけれども、場合によっては、何かあれば、出力を下げるとか、止めるとか、そういうことについては余りちゅうちょしないようにと思います。

し、検査官の方も、そういう姿勢で臨んでいただいているところです。

○司会 それでは、これで会見を、コビナタさん。

○記者 読売新聞のコビナタです。

ちょっと戻るのですが、委員長が福島の14市町村を回られているので、あさってで最後になると思うのですがけれども、途中ですけれども、これまでを振り返ったところの所感と、あと、冒頭、飯舘のときに規制委員会、委員長という立場を超えて来たというお話をされているということで、規制委員会の所掌だけではなくて、他省庁の分野についても広く聞いて、その分については他省庁にもいろいろ働きかけるということなのですかけれども、その背後にあるといいますか、それは実際に復興が思うように進んでいないとか、国の働きが地元に残りスムーズにいけないというような、規制委員長というか、福島出身の田中さんというお立場の中で、そういういらだちみたいなものがあるのかなということ。

○田中委員長 私のいらだちとか、そういうことを申し上げても仕方がないのでけれども、今回、いろいろな首長さんとお会いして、やはり共通問題として、今後、国全体として、もっと関係省庁が協力してやらなければいけないことが段々はっきりしてきています。いくつかあります。そういった点について明確になったということで、それを前向きに受け止めて、国として取り組んでもらうよう、私なりに努力したいと思っています。

○司会 恐れ入りますけれども、今日は時間もあれなので。では、これで最後で、簡潔にお願いいたします。

○記者 何度もすみません。フリーのキノですけれども、先ほどの管理簿の件なのですが、説明はされたというお話だったのですけれども、具体的にどこで説明をされたのか、もう一度お願いできますかね。

それから、規制委員会の中で、この件に関して、これから何かの形で、これ、かなり問題だと思うのですが、話し合うことはあるのかどうか。

それから、事象によるというお話があったのですが、事象によるというのがいまひとつ理解ができないので、どういう事象であれば説明の必要があって、どれであればいいのかという、その辺、もう少し教えていただけていでしょうかね。

○田中委員長 お話ししたくありませんので、やめます。もうさんざんやったから。どうぞ御随意に御推測ください。

○司会 それでは、これで会見を終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。

—了—